

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第三十七号

三十一

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市ニ係ル左記事項及び米子市ニ係ル左記事項の各末尾に左の九号を加える。

一、開拓適地（十町歩未満）ノ選定ニ関スルコト（自特置法三二）

一、開拓適地地方審査部会ニ関スルコト
一、開拓適地ノ禁止行為地許可スルコト（自特置法三〇、三一）

昭和二十五年六月六日 火曜日
第二千百十四号

本書ノ大半サハ確定價格A五

一、未墾地（小開地）特別價格ノ決定ニ関スルコト（自特置令二五）

一、未墾地（小開地）代地ノ選定ニ関スルコト（自特置法三七）

一、未墾地附屬物件ノ收去ニ関スルコト

一、開墾作業並ニ補助開墾指導出來形検査及補助金交付ニ関スルコト

一、開拓道路並ニ開拓建設工事ノ設計出來形検査及補助金交付ニ関スルコト

一、地方入植者選衡部会ニ関スルコト
附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月二十日から適用する。

訓令

鳥取縣訓令甲第六号

庁 中 一 般 地方事務所長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十号鳥取縣地方事務所長専決処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中經濟課に関する事項の末尾に次の九号を加える。

- 一、開拓適地(十町歩未満)ノ選定ニ関スルコト(自特置法三一)
- 一、開拓適地地方審査部会ニ関スルコト

- 一、開拓適地ノ禁止行為地許可スルコト(自特置法三〇(一))
- 一、未墾地(小開地)特別價格ノ決定ニ関スルコト(自特置令二五)

- 一、未墾地(小開地)代地ノ選定ニ関スルコト(自特置法三七)
- 一、未墾地附屬物件ノ收去ニ関スルコト

- 一、開墾作業並ニ補助開墾指導出來形検査及補助金交付ニ関スルコト
- 一、開拓道路並ニ開拓建設工事ノ設計出來形検査及補助金交付ニ関スルコト
- 一、地方入植者選衡部会ニ関スルコト

この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月二十日から適用する。

告示

鳥取縣告示第二百七十一号

健康保險法、船員保險法に基く保險医(齒科醫師である保險医を含む)を次のように指定した。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名	所在地	保險医(齒科醫師)氏名	指定年月日
外科	市立鳥取市民病院	鳥取市古市一丁目	菅 千重	昭和二十五年五月二十二日

鳥取縣告示第二百七十三号

昭和二十五年五月鳥取市で施行した本年度第一回毒物劇物營業事業管理人試験合格者は次の通りである。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	所在地	定員	認可年月日
保育所	金光教団	わかば園	内藤 知明	米子市加茂町一三六	二六	四月一日
保育所	米子教会	ば園	米子市加茂町二二丁目二四	二四	一	四月一日

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百七十二号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

全 森田医院	八頭郡敬岐村佐貫一一九	森田昌功	同六月一日
齒 泊齒科診療所	東伯郡泊村七二七	毛利克彦	同

筆記試験

松本 政雄	高藤喜太郎
野田 正富	飯田 正明
橋本 巖	田中 貢
梶井 成美	中村 教玉
田中 守二	高橋 藤男

鳥取縣告示第二百七十四号 物價統制令第四條の規定により玉うとん委託加工料金の統制額を次のように指定する。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、統制額
 - 加工種別 原料委託數量 製品引渡量目 加工賃
 - 玉うとん 小麦粉一〇〇匁 二七〇匁以上 七円
- 二、加工條件その他

00584

イ、この加工賃は加工業者の工場渡ししの額である。
 取次業者の店先渡しの場合は原料小麦粉一〇〇匁につき一円を加算することができる。
 ロ、この加工賃は加工に要する副物資燃料等一切の費用は加工業者持の場合の統制額である。
 ハ、製品引渡数量はゆで上げ水切後四時間を経過したものである。

◇鳥取縣告示第二百七十五号

食糧管理法施行規則第三條の規定に基く昭和二十五年産米穀及び麦類の売渡時期を次のように定める。

昭和二十五年六月六日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 米穀(雜穀を含む) 昭和二十六年二月末日まで
 麦類(雜穀を含む) 昭和二十五年八月末日まで

◇鳥取縣告示第二百七十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年六月六日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 本籍地 八頭郡智頭町大字智頭一、七九八番地
 現住所 同本籍地
 昭和二十五年五月二十六日第一、四九九号
 明 石 茂 子
 大正十四年八月十四日生

本籍地 氣高郡浜村町大字八幡二〇八番地ノ一
 現住所 同本籍地
 昭和二十五年五月二十六日第一、五〇〇号
 竹 本 温 子
 昭和五年二月十九日生

本籍地 鳥根縣八束郡美保関町大字美保関六三四番地
 現住所 西伯郡大篠津村一、三七二番地 松田仲方
 昭和二十五年五月二十六日第一、五〇一号
 網 谷 益 枝
 昭和四年十二月二十五日生

00585

◇鳥取縣告示第二百七十七号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年六月六日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡大幡村大字岸本三〇四番地
 現本籍地 同渡村大字森岡九二七番地

昭和二十五年四月七日婚姻により前姓「井沢」を「渡辺」に並びに本籍地変更により同年五月十八日名簿訂正方願い出たので同年五月二十六日名簿訂正
 渡 辺 須 美 枝
 大正十四年十二月六日生

前住所 鳥取市江崎町三六番地
 現住所 同西町二六九番地ノ二三

昭和二十五年五月十八日住所変更により同年同月二十二日名簿訂正方願い出たので同年同月二十六日名簿訂正
 池 本 り つ よ
 明治三十二年一月二十六日生

前住所 鳥取市丸山町一二九番地
 現住所 同一三五番地ノ二

昭和二十五年五月十日住所変更により同年同月十八日名簿訂正方願い出たので同年同月二十六日名簿訂正
 岡 部 絹 子
 大正五年二月一日生

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

政党協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年一月一日至同 年四月三十日

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額		
救国青年連盟鳥取縣支部	四、六五九.〇〇	1	1	1	一、五〇〇.〇〇	1	四、六四七.〇〇	1	1	1	1	昭和二十五年五月一〇	
国民協同党鳥取縣支部	580.00	1	1	1	580.00	1	580.00	1	1	1	1	同	
社会革新党 鳥取縣結成準備会	285.00	1	1	1	385.00	1	385.00	1	1	1	1	同	
鳥取縣中部労働組合協議会	285.00	1	1	1	385.00	1	385.00	1	1	1	1	同	
鳥取縣東部同	285.00	1	1	1	385.00	1	385.00	1	1	1	1	同	
鳥取縣農業団体協議会	431,900.00	1	1	1	633,100.00	1	633,100.00	1	1	1	1	同	
日本共産党鳥取縣委員会	2,625.00	1	1	1	7,305.00	1	7,305.00	1	1	1	1	同	
同 因幡地区委員会	3,100.00	1	1	1	5,730.00	1	5,730.00	1	1	1	1	同	
同 東伯地区同	478,500.00	1	1	1	4,130.00	1	4,130.00	1	1	1	1	同	
同 伯西地区同	478,500.00	1	1	1	4,130.00	1	4,130.00	1	1	1	1	同	
同鳥取縣東伯地区西郷細胞		1	1	1	4,130.00	1	4,130.00	1	1	1	1	同	
同 中配細胞		1	1	1	4,130.00	1	4,130.00	1	1	1	1	同	
同 箕波屋細胞群委員会		1	1	1	4,130.00	1	4,130.00	1	1	1	1	同	

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額		
同 縣村細胞	93,000.00	1	1	1	93,000.00	1	93,000.00	1	1	1	1	同	
同 東伯郡赤碓地区細胞	1,625.00	1	1	1	1,625.00	1	1,625.00	1	1	1	1	同	
同鳥取縣因幡地区安部細胞	5,035.00	1	1	1	4,671.00	1	4,671.00	1	1	1	1	同	
同 外江細胞	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
日本社会党 鳥取縣支部連合会	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 東部協議会	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 鳥取市支部	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 米子市支部	19,290.00	1	1	1	19,028.00	1	19,028.00	1	1	1	1	同	
同 東伯支部	19,290.00	1	1	1	19,028.00	1	19,028.00	1	1	1	1	同	
日本電氣産業労働組合 鳥取縣支部	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 鳥取支店分会	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 鳥取營業所分会	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 倉吉同	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
同 米子同	3,800.00	1	1	1	3,499.00	1	3,499.00	1	1	1	1	同	
自由党鳥取縣支部	40,000.00	1	1	1	7,338.00	1	7,338.00	1	1	1	1	同	
同 因幡部会	40,000.00	1	1	1	7,338.00	1	7,338.00	1	1	1	1	同	

同 岩美支会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	5
同 中部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	5
同 西部々会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	5
民主党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	5

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄 附 者

政党協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1、救国青年連盟鳥取縣支部	一、五〇〇、〇〇〇	一	鈴木 亀雄	商業	鳥取市東品治町
2、社会革新党鳥取縣連結成準備会	五、八〇〇、〇〇〇	一	池上 五郎	会社々長	同 川端一丁目
3、日本共産党鳥取縣因幡地区委員会	一五、〇〇〇、〇〇〇	八	大前 隆	書籍業	同 吉方町
	五〇〇、〇〇〇	一	山中亥太郎	農業	同 鳥取市西町
	一、五六〇、五〇〇	二	松山 和男	なし	同 鳥取市西町
	五〇〇、〇〇〇	一	中村 正彦	新聞	同 岩美郡津ノ井村
	五〇〇、〇〇〇	一	寺坂 友雄	農業	同 鳥取市西町
	六〇〇、〇〇〇	一	前川 政子	社員	同 鳥取市西町
4、同 鳥取縣東伯地区委員会	二、五一〇、〇〇〇	三	山口 義行	党書記	同 東伯郡上小鴨村
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	山田純一郎	農業	同 長瀬村

5、同 鳥取縣西地区委員会	二、二〇〇、〇〇〇	一	洞ヶ瀬軒太郎	同	同 米子市立町二丁目
6、日本社会党鳥取縣支部連合会	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	中田 吉雄	農業	同 八頭郡若櫻町
7、日本社会党鳥取縣支部連合会 東部協議会	一、〇〇〇、〇〇〇	一	野溝 勝	同	同 東京都千代田区永田町
8、日本社会党鳥取市支部	二、〇〇〇、〇〇〇	一	森中 豊治	公吏	同 鳥取市江崎町
	五〇〇、〇〇〇	一	梶川 静雄	会社重役	同 西町
	五〇〇、〇〇〇	一	高田 勝次	国鉄職員	同 鳥取市江崎町
9、自由党鳥取縣支部	二、五〇〇、〇〇〇	一	稲田 直道	農工業	同 鳥取市古市
	二、五〇〇、〇〇〇	一	門脇勝太郎	会社重役	同 鳥取市古市
	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一	徳安 実藏	同	同 東京都港区
	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	建部 邦雄	材木商	同 八頭郡智頭町
10、同 鳥取縣中部会	一三、五〇〇、〇〇〇	二	門脇勝太郎	会社社員	同 東伯郡倉吉町
	四、〇〇〇、〇〇〇	一	海田 政治	小間物商	同 東伯郡倉吉町
	二、五〇〇、〇〇〇	二	徳安 実藏	新聞業	同 鳥取市西町

(二) 支 出

00590

1 政党協会その他 の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 社会革新党 鳥取縣連結成準備会	五、二〇〇、〇〇	一	ビラ印刷代
2 日本共産党 鳥取縣委員会	一、一四〇、〇〇	一	交通費
	一〇、〇〇〇、〇〇	一	地方納金 (日共中国地 方委員会)
	四、〇〇〇、〇〇	一	パンフ代
	一八、五〇〇、〇〇	一	人件費
	七、六〇六、〇〇	四	地方党費 (日共中国地 方委員会)
	二、四九五、〇〇	二	資料費
	三、七二三、〇〇	二	通信費
	五、一三五、〇〇	一	党費(日共中 央委員会)
3 同 因幡地区委員会	四〇、一七〇、〇〇	二〇	人件費
	九、五二三、〇〇	四	縣中央党費
	一、二七一、一五	一	資料費
4 同 鳥取縣東伯地区委員会	一、一七三、〇〇	一	資料代
	四、〇五六、〇〇	三	パンフレット代
	三、二八〇、〇〇	二	電話代
	四、八八〇、〇〇	三	上納党費
	五、三〇〇、〇〇	三	借入金返済
	二四、四一〇、〇〇	四	給料
	七、〇〇〇、〇〇	四	人件費
5 同 伯西地区委員会	五、四六六、〇〇	四	電話料
	一、二六〇、〇〇	一	石炭代
	三、四五〇、〇〇	二	紙代
	一、五七二、〇〇	一	印刷費
	九、四七五、四〇	四	上納党費
6 日本社会党 鳥取縣支部連合会	一、〇〇〇、〇〇	一	全国大会費用
	一五、〇〇〇、〇〇	四	借入金返済
	六、〇〇〇、〇〇	四	書記手当
	九、九〇〇、〇〇	一	本部費
	一、六五〇、〇〇	一	食費
	三、〇七五、〇〇	二	印刷費

00591

7 同鳥取市支部	三、八〇〇、〇〇	一	党費(日本社会 党本部)
8 同米子支部	六、〇〇〇、〇〇	四	書記給
	三、〇〇〇、〇〇	三	家賃
	三、〇〇〇、〇〇	一	本部費(日本社 会党本部)
9 自由党 鳥取縣支部	一九、七〇〇、〇〇	五	旅費
	九、六〇〇、〇〇	六	演説会費
	六、〇〇〇、〇〇	三	手当
	一〇、〇〇〇、〇〇	二	廣告費
	三、〇〇〇、〇〇	一	ポスター代
	九、六〇〇、〇〇	二	大会酒代
	七、五〇〇、〇〇	一	大会折代
	四、〇二八、〇〇	二	委員会費
10 同鳥取縣中部会	八、〇〇〇、〇〇	一	事務所費
	一、八〇〇、〇〇	一	電話架設費

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第二十八号
政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた鳥取
縣西部産業防衛共同斗争委員会の解散の際の收支に關す
る報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸
政党協会その他の団体の解散の際の收支に
關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
二、期間 自昭和二十五年一月一日
至 同年四月三十日
三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄附 総額	一件五百円 以上の寄附 総額	支出の 総額	一件千円 以上の支出 総額	一件五百円 以上の支出 総額	報告受理年月日
鳥取縣西部 産業防衛斗争委員会	1	1	1	1	1	1	昭和二五、五、一〇

正 誤

昭和二十五年五月二日鳥取縣告示第二二七号中誤植があるので次のように訂正する。

記

六頁下段十八行目

誤

正

市町村を経て

市町村長を経て

七頁下段十八行目

誤

正

遅延のときは
日歩錢の延滞利息

遅延したときは
延滞利息

第一号様式裏面二行目

誤

正

受けたる

受けたく

同四行目

誤

正

本分を勿論

本分を盡すは勿論

第三号様式資産状況欄三行目

住宅総定坪数

誤

住宅総建坪数

正

第四号様式裏面返還期日欄

誤

正

毎年

毎月

昭和二十五年六月六日印刷
昭和二十五年六月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町